

淡路広域水道企業団入札監視委員会議事概要書

会議名		令和2年度 第2回 淡路広域水道企業団入札監視委員会			
開催日時		令和2年12月18日(金) 午後2時～午後4時			
開催場所		洲本市文化体育館 1A会議室			
出席者	委員	横田直和 委員長 (関西大学法学部・教授) 片岡昌樹 委員 (弁護士) 土井一史 委員 (公認会計士)			
	企業団職員	奥野副企業長、平山事務局長、西島総務課長、奈良谷工務課長、 谷口南あわじ市サービスセンター長、竹内洲本市サービスセンター長、 高峰淡路市サービスセンター長、中畑管財係長、山形主任			
関係職員		-			
審議対象期間		令和2年4月1日から令和2年9月30日まで			
議事概要		<p>1 開会あいさつ (委員長)</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 報告事項 入札及び契約手続の運用状況 (令和2年度上半期分) について → 事務局より、審議対象期間の運用状況について説明</p> <p>(2) 審議事項 抽出事案の審議 → 抽出委員が事前に抽出した8案件について、審議を実施</p> <p>(3) 次回抽出委員の選出</p> <p>3 閉会あいさつ (委員長)</p>			
抽出件数		総件数 8 件	(備考)		
制限付き一般競争入札		2 件			
指名競争入札		4 件			
随意契約		2 件			
委員からの意見・質問 それらに対する回答等		意見・質問		回答	
		1 運用状況報告			
		<ul style="list-style-type: none"> 入札不調とあるが、応札者が1者の場合は入札を行わないのか。 物品で低入札は、あまりないと思うが、ポンプの購入は低入札となる傾向か。 		<ul style="list-style-type: none"> 当企業団は直接入札での執行のため、応札者が1者の場合、競争相手がいないことが分かり、競争性が働かない可能性があるため不調としています。 参考見積として複数者から見積を徴取しますが、定価に近い価格のため、低入札となることが多いです。 	
		2 抽出事案の審議			
		【抽出事案①】 楠本東地区管路更新工事			
<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札で20者弱の応札者が存在するのは、他の公共工事の最近の状況から見て珍しいように思うがいかがか。 		<ul style="list-style-type: none"> 本件は制限付き一般競争入札であり、参加資格を有する事業者が多かったこと、また、年度当初の発注で手持ち工事が少なく、工事内容も一般的なものであるため、応札者が多かったと推察します。 			

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加者要件を淡路島内に営業所等を有する者とした理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> 本工事はその難易度、規模等から業者の受注意欲が高く、非常に多数の応札が見込まれる案件であるため、より競争性を高め、より安価に落札されることを期待し、淡路島内の業者を対象としたものです。
	【抽出事案②】 野田尾第1加圧ポンプ場ポンプ盤更新工事	
	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度、兵庫県内の業者を対象に公告を行い、応札者なしで入札不調となったとのことだが、当該工事に対応できる業者が非常に少ないということか。 昨年度入札不調となった案件だが、昨年度と予定価格は同じか？ この工事は、技術的に違う複数の工事をまとめて発注しているのか。 また、分けて発注した場合に、より多くの業者が参加するという可能性はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度は、昨年度の結果を踏まえ、全国に対象を拡大したところ、県外業者2者による応札の結果、落札となりました。 昨年と今年の応札状況からみて、本件のように通信技術とポンプ盤設置を併せて施工するという工事に総合的に対応できる業者は少ないと推察します。 積算基準日の相違により労務単価が変更となったため、予定価格は、昨年度と同額ではありません。 はい。まとめて発注しています。 分けて発注した場合、工事量が少なくなり、受注を希望する業者が一層減る可能性があると考えています。
	【抽出事案③】 曲田山浄水場外小型空気圧縮機更新工事	
<ul style="list-style-type: none"> 機械器具設置工事の場合、コストに占める機械設備のウェイトが高いと思われる。機械設備が外部からの調達品であるとする、特段の事情がなければ、工事業者が赤字受注をすることは想定しにくいので、最低制限価格の対象とする必要性は少ないように考えるが、どうか。 入札価格にバラつきがあるが、落札価格と最低制限価格が非常に近似している。偶然か？ 淡路島以外の業者が1者指名されている理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでは、設置工事にかかる費用のダンプینگ等への懸念から最低制限価格を設けておりましたが、電気工事等で機器費が高いウェイトを占める案件でも失格となる業者が散見されたため、今夏より入札方法を検討してきました。 現在では、機器と工事を分離し、機器は物品として購入し、設置については別途工事として発注を行うことにより、機器、工事のそれぞれにおいて、経済性を高め、品質が確保できるような取り組みを行っています。 落札結果として、最低制限価格に格別近似しているとは考えておりません。 業者の受注意欲が入札額に反映されたものと推察します。 指名業者数は、5者以上としており、島内では4者しかいなかったため、施工場所から一番近い県内業者を選びました。 	
【抽出事案④】 撫中継ポンプ場・第一調整池受水槽更新工事設計業務委託		
<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札でもよい案件ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格が1,000万円未満の案件のため、指名競争にて執行しています。 	

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定理由として「指名機会均等の観点より、今年度指名回数の少ない5者を優先して指名」とあるが、本件のように指名回数の少ない業者を優先して指名するケースは他にも多数あるのか。 ・ 入札価格が、落札価格と比べて乖離があるが何故か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指名業者の選定においては、特定の業者に指名が偏らないよう、資格要件を満たす業者の中から指名回数の少ない業者を優先し指名を行っております。 ・ そのため、本件以外においても、指名回数の少ない業者を優先して指名するケースは多数あります。 ・ 手持ち案件や淡路島内での営業活動、活動拠点の置き方、業者の経営戦略等が反映されたもので、受注意欲が低く、高価格の応札となったものと推察します。
	【抽出事案⑤】 水質自動計器点検整備業務委託	
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録業者数の少ない業務に係る入札で辞退者が多い場合、辞退者を少なくするためにどのような対応をしているか。 ・ 辞退が多いのは何故か？ ・ 辞退者があるのではという想定は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録数を増やすために、当企業団が企業に対して、入札参加資格審査申請等を促すことは行っておらず、応札可能性を高めるために、指名業者数を増やす対応を取っています。 ・ 入札に際し、辞退業者から報告のあった辞退理由以上の内容は分かりません。 ・ 過去の経験から、厳しくなると予想していたので、指名数を増やしております。
	【抽出事案⑥】 土井加圧所給水ユニットポンプ購入	
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落札価格だけでなく、落札しなかった業者の入札価格も予定価格を大幅に下回っており、予定価格が高額すぎたのではないかと思われるが、予定価格と入札・落札価格に大幅な開きが生じた理由は何か。 ・ これまでも予定価格と落札価格に、結構、差が出ていたのか。 ・ 差が生じるものとして認識していたのか。 ・ 他の水道局などの落札結果などを確認する必要があると思うがいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の設定にあたっては、複数者からの参考見積を基に設定していますが、実勢価格との乖離が生じているものと考えます。 ・ 今後、予定価格をより実勢価格に近いものとするため、参考価格ではなく、実勢価格により見積書を徴収する。見積徴収する業者数を増やし、実勢価格を調査する等、見積徴収の手法を改善する必要があると考えます。 ・ はい ・ そのように受け入れていましたが、あまりにも続きますので、企業団としては見積の取り方がまだ不十分ではないかと考えています。 ・ まず、見積の数を増やしたり、聞取り等の範囲を広げていく必要があるではないかと考えています。 ・ はい。そうしたものを調査して情報収集範囲をもっと広げる必要があると考えます。

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	<p>【抽出事案⑦】 明石大橋大伸縮装置取替工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格は、どのようにして決めたのか。 ・ この工事は当該業者しかできないと考えてよいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本案件を含め、水道管の工事設計をするうえで、管材などの資材単価や管接合等の労務費の算出が不可欠です。一般的な資材単価については、市場に流通している物価資料（物価本等）の単価を採用しておりますが、物価資料がない資材については、複数者から見積りを徴し、単価を設定することとしております。これは労務単価についても同様です。 本案件についてもメーカー他から見積りを徴取し、内容を検討して見積根拠となる歩掛等を精査のうえ設定しています。 ・ 施工場所が類例のない大橋の上ということで、唯一施工した実績があるということを重視しています。
	<p>【抽出事案⑧】 下水道事業に伴う水道管移設工事（統廃合3工区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該工事に対応可能な業者の有無と有る場合、その業者数は何者くらいか。 ・ 随意契約理由の地方公営企業法施行令第21条の14関係の第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）、同項第7号（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき）の要件に合致することについて、具体的な説明を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応可能な業者は、土木一式工事がAランクの業者で、一般競争入札とした場合、対象業者は淡路島内で42者となります。 ・ 本件は、下水道工事に伴い、支障となる水道管を移設するもので、同一施工箇所での施工となるため、下水道工事の受注者と随意契約で契約を締結したものです。 今回の事案では、下水道事業者である市が発注した工事箇所と施工箇所が同一箇所であり、別の業者が施工する場合、工事箇所に複数の業者、機材等が錯綜することから工程調整等の期間が必要となり、周辺住民の生活道路の通行規制についても現場窓口等が複数となります。 一方、現に施工中の業者が施工した場合は、同時施工が可能となり、施工手順等の工程管理が行いやすく、通行規制の期間についても縮減できることから工期の短縮につながるのと同時に、掘削部分を一部共有化することで経費の削減を図ることができます。 また、総合的な現場管理や事務処理などの連絡調整が合理的であり、責任の所在が明確になることによって、工事の安全、円滑かつ適切な施工の確保につながるものと判断し、随意契約としております。
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特に無し	